

令和8年第5回 琴浦町教育委員会定例会 日程【成議書】

と き：令和8年4月23日（木）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 小会議室

1 開 会

2 前会議録の承認【承認】

3 会議録署名委員の指名（黒松委員、鍛川委員）

4 教育長あいさつ

5 各課報告

（1）教育総務課

（2）社会教育課

（3）人権・同和教育課

6 報告事項

報告第1号 臨時代理（琴浦町教育委員会事務局組織規則等の一部改正について）

報告第2号 臨時代理（琴浦町立小・中学校教職員等の学校敷地等における  
通勤用自動車の駐車使用料に関する要綱の一部改正について）

報告第3号 専決処分（町立学校学校運営協議会委員の任命・変更について）

報告第4号 専決処分（琴浦町職員の人事異動について）

7 議事

議案第27号 町立各小・中学校主任・主事等の任命について【同意】

議案第28号 琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について【同意】

議案第29号 琴浦町社会教育委員の委嘱について【同意】

議案第30号 琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について【同意】

8 協議事項

（1）琴浦町教育委員会会議規則の一部改正等について

9 閉 会

【次回の予定】定例会：令和8年5月 日（ ） 時 分～

## 1 学校は校長で決まる

これまで延べ200校以上の学校経営を拝見させていただいた自分の結論があります。

それは、「**学校は校長で決まる**」ということです。

校長は一義的には、その学校の全責任を負います。その重責を4年間経験をしましたが、校長室の椅子に座った人間にしかわかりません。

学校がどのような方向を向くのか、それは校長の理念にかかっています。理念というものは、校長本人が信じていない、つまり借りてきたようなものでは、一銭の価値もありません。何も難しいことを考える必要はありません。経営ビジョンは学校の状況や時代の要請によって変化していきますが、自分が本当に思っていることが理念なのです。その理念に基づいた方向へ導いていくのは校長の手腕にかかっています。

**校長が本当に「こうありたい」と描く「想い」が理念**になり、その理念を常に教職員に話すことで、ゆっくり浸透していく。学校には教職員の想いが充満しているわけですから、その想いがすべてのものに影響を及ぼします。その**教職員の想いがどのような方向を向いているか**ということで、**学校は決まってくるのです**。

## 2 校長の仕事とは

**校長の仕事は、極論を言うと「危機管理」と「人材育成」**です。「危機管理」は、学校現場を苦しめた感染症対策のみならず、子どもたちの生活の安全の確保、教職員の服務規律の徹底など多くのことが頭に浮かぶことと思いますが、不登校問題、いじめ問題、さらには学力不振も学校の危機です。当然起こってしまったときの対応は学校課題として組織的に対応をしていかななくてはなりません、大切なのは問題が発生する前の日ごろの組織対応の体制をどのように構築し、学校運営をしていくかだと考えています。日々の学級経営、日々の授業、日々の生活指導、つまり日々の教育活動こそが危機管理をしていく上での肝になると認識していただきたいと思います。

「人材育成」というまでもなく、昔も今も、教師は子どもたちにとって最大の教育環境であり、学校教育の成否は「教師」の人格と姿勢によるところが大きいと確信しています。したがって、教師こそ学校の命であり、宝であり、財産です。複数年、校長先生をされておられる方も、どうやって教師を育成しているか思案されておられると思います。若手教師の育成のために、教師の授業力の向上のために、ミドルリーダーの育成のために、管理職候補の育成のために、戦略的に人材育成をしていただくこと、それはすべて子どもたちの健やかな成長につながっていきます。

## 3 校長に求められる見方、考え方

校長にはリーダー性が求められます。様々な学校運営においてリーダーシップを発揮しなければなりません。したがって、**見方、考え方を日々、鍛錬していく必要**があります。

- ・目先にとらわれず、できるだけ長い目で見ると。
- ・物事の一面にとらわれず、できるだけ多面的、全面的にみる。
- ・枝葉末節にとらわれず、できるだけ根本的に考える。

令和8年4月2日

教育長 河原裕司

昔も今も、教師（管理職、事務職員、栄養職員、町職員も子どもたちにとっては「教師」）は子どもたちにとって最大の教育環境であり、学校教育の成否は「教師」の人格と姿勢によるところが大きいと確信しています。したがって、教師こそ学校の命であり、宝であり、財産です。

### ○自分に厳しく、謙虚に学び続ける教師

自分自身が未完成であること、足りない部分があることを自分に厳しく問うことができる教師にこそ、「謙虚さ」が生まれると思うのです。また「謙虚」であるからこそ、自身の足りないところを補おうとして「学ぶ」ことができるのではないのでしょうか。そんな教師として、自らの人格を高めていかなければならないことを自覚しましょう。

### ○子どもたちに敬意を払い、愛をもって導く教師

子どもたちは、私たちの後を受け継ぎます。次の世代をしっかりと担ってもらわなければなりません。この当たり前のことについて真摯に考えると、どの子どもも本当にかげがえのない大切な存在であることを実感します。この当たり前のことを深く理解することが、子どもたちへの敬意となり、教育愛につながってくるのだと思います。怒る感情と叱る感情とは全く別物です。育ちゆく生命に心から敬意を払い、後に続く子どもたちのことを思い、愛情をもって丁寧に丁寧に導いていきましょう。

### ○ふるまいや姿勢で子どもたちを感化できる教師

「大人の言うようには育たない、大人のするように育つ」というように、子どもは、教師の行動や行為をよく見えています。教師に矛盾や理不尽があると、子どもは信用しません。したがって、定着させたいことが定着しません。教師のふるまいや行動、確たる姿勢こそ、人を感化する大切な教育力（指導力）となります。

人として、教師として、子どもたちや後輩の模範となるよう日々新たならんと努めていきましょう。

# 琴浦町教育大綱

琴 浦 町  
琴浦町教育委員会

令和7年10月改定

## I 策定の趣旨

教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本指針として定めるものです。

これまでの大綱は、令和2年度から6年度までの5カ年を計画期間として、教育行政を進めてきました。このたび、計画終期を迎えるに当たり、改定するものです。

大綱の改定にあたっては、これまでの方針を踏襲して、町の基本計画である「第3期琴浦町地方創生総合戦略（令和6年度）」及び「琴浦まちづくりビジョン-第3次琴浦町総合計画-（令和4年度）」を中心に、本町の学校教育、社会教育、人権教育に関して、今後取り組んでいく施策を総合教育会議で協議・調整を行いました。

## II 計画期間

計画期間は、琴浦町地方創生総合戦略の計画期間との整合性を図り、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、総合教育会議において協議調整を行い、状況に応じて随時見直すものとします。

## III 基本目標

### ふるさとへの愛着を深める 地域に根ざした体験と学びの展開

地域ぐるみの子育て・教育、歴史の継承と文化の振興により、子どもも大人も地域の一員として地域を大切にする心を培います。

## IV 取り組みの柱

この大綱では、基本目標の達成に向けて、期間中に重点的に取り組む4つの柱を次のように定め、それぞれの柱に附帯する具体的施策を今後の教育行政で展開します。

- 1 ふるさとを誇りに思う教育の推進
- 2 地域とともに学び支え合う環境づくり
- 3 誰一人取り残さない学校教育の推進
- 4 誰もが健康で安心して暮らせる地域の基盤づくり

基本  
目標

**ふるさとへの愛着を深める  
地域に根ざした体験と学びの展開**

地域ぐるみの子育て・教育、歴史の継承と文化の振興により、子どもも大人も地域の一員として地域を大切にすることを培います。

**1 ふるさとを誇りに思う教育の推進**

**①地域に根ざしたふるさと教育の推進**

それぞれの学校が独自に地域に根ざした学びや体験活動を企画し、地元をより深く知り、関わることでふるさとを誇りに思う次世代の人材育成をすすめます。また、学校以外の場でも、ふるさとに愛着や誇りを持つ教育の実践に取り組む団体等を支援します。

**②文化財の保護と活用**

白鳳期創建の国指定特別史跡斎尾廃寺跡や山陰地方最古の国指定重要文化財河本家住宅などの歴史文化資源の保護とあわせて、文化財の公開活用と保全団体の活動支援を推進します。

**③文化・芸術活動の振興**

豊かな情操を育むため、文化・芸術活動、振興に取り組む人材や団体等の活動支援に取り組めます。

**3 誰一人取り残さない学校教育の推進**

**①主体的に学ぶ力を育む教育活動の推進**

学校生活の中でより良い習慣を身につけるとともに、自ら学ぶ意欲を高めることで確かな学力を育成します。一人一台端末やデジタル教材の活用などにより教育DXを推進し、子どもたちの主体的で協働的な学習と教職員の負担軽減につなげます。

**②一人ひとりに応じたきめ細やかな教育支援**

多様な教育ニーズに対応した支援体制の構築や、関係機関の連携による切れ目ない支援を実施します。個人の特性や環境にあわせた教育機会の確保に向けた支援を行うなど、学びのセーフティーネットの構築を推進します。

**③グローバルな社会で活躍できる人材の育成**

ALTの配置や台湾との生徒間交流事業等を通じて、児童生徒が異なる文化に触れることで国際理解を深め、グローバルな視点や考え方を育むとともに、多様性を尊重する教育を進めます。

**2 地域とともに学び支え合う環境づくり**

**①子どもの居場所づくり**

放課後子ども教室やこども食堂など地域の人材を活用し、地域の中で子どもを見守り・育てる体制づくりを推進します。

**②学校・家庭・地域の連携推進**

コミュニティ・スクールの運営支援、部活動の地域展開等を促進するなど学校、保護者、地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒になって子どもたちの成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めます。

**③教育環境の適正管理**

町民の安心・安全の教育環境のため、学校、給食センター、公民館、図書館、文化センターといった各施設の適切な維持管理とあわせて機能・設備の向上に努めます。

**4 誰もが健康で安心して暮らせる地域の基盤づくり**

**①人権教育の推進**

あらゆる人権課題の解決を図るため、人権施策基本方針に基づき、教育と啓発に取り組めます。

**②生涯学習の推進**

9地区それぞれの特色を活かした社会教育を推進するとともに、時代のニーズを踏まえた生涯学習の機会創出、社会教育団体の活動支援に取り組み、町民の生涯にわたる学びを推進します。また、誰もが読書に親しむことができる図書館サービスの充実に取り組みます。

**③スポーツ振興と環境整備**

心身の健康増進と運動習慣の定着を図るため、スポーツに親しむための機会創出と環境整備を推進します。

# 令和 8 年 4 月教育委員会定例会報告

教育総務課

## 1. 令和 8 年度就学援助申請状況について

申請受付期間 ～令和 8 年 4 月 1 5 日

申請件数

学校名	申請件数
浦安小学校	2 1
聖郷小学校	4
八橋小学校	3 3
赤碕小学校	2 6
船上小学校	1 7
東伯中学校	3 8
赤碕中学校	2 5
合計	1 6 4

## 2. 就学校変更の承認について

琴浦町立小学校及び中学校の就学校変更等の手続に関する要綱の規定により、次のとおり承認しました。

承認校	学年	指定校	現住所	承認期間	要 件
八橋小	4 年	浦安小	琴浦町逢束	令和 1 1 年 3 月末まで	転入・転出又は 転居の場合

## 3. 令和 8 年度中学生相互交流事業（台湾）について（別紙）

## 4. 主な学校関係行事

4/23	全国学力・学習状況調査
5/8	琴浦町 PTA 連合協議会総会
5/13～15	赤碕中学校修学旅行
5/23	小学校運動会
5/30	赤碕中運動会

## 令和8年度中学生相互交流事業（台湾）について

教育総務課

### 1 日南中学校の受入について

(1) 日 程 7月1日（水）～7月5日（日）4泊5日

(2) 受 入 生徒12人

内訳（3年生：女1 2年生：女6 1年生：男3女2）

引率6人（校長、教員、通訳）

※派遣人数との差が生じているため、昨年度派遣した家庭にホームステイ協力を依頼

### 2 日南中学校への派遣

(1) 日 程 7月29日（水）～8月2日（日）4泊5日

(2) 派 遣 生徒8人 ※定員12人

東伯中（2年生：女1 1年生：女3）

赤碕中（3年生：女2 2年生：女2）

引率4人（赤碕中校長、東伯中教員、事務局、通訳）

(3) 説明会・学習会（予定）

日程	内容（案）
第1回	生徒・保護者説明会、派遣団結成、R7年度派遣者の経験談
第2回	ホストファミリーとのオンラインミーティング 台湾（生活習慣、食、文化等）について
第3回	台湾（生活習慣、食、文化等）について 中国語での自己紹介
第4回	台湾（文化、食、観光等）について
第5回	生徒・保護者説明会、最終日程等

**1 以西地域交流センター開所式について**

4月3日（金）に開催しました以西地域交流センター開所式について報告するもの（別紙のとおり）。

**2 移動図書館車の導入について**

コミュニティ助成事業助成金の交付が決定し、移動図書館車の導入事業を実施します。（別紙資料のとおり）

**3 サッカー場こけら落としイベントについて**

こけら落としを6月20日（土）開催します。（詳細は別紙）

**4 赤碓運動公園の当日利用について**

琴浦町社会体育施設規則の一部改正に伴い、赤碓総合運動公園について、3月より、土日を含む当日利用の受付を開始しました。

現時点で、土日の当日利用可能な施設は、赤碓運動公園のみです。

なお、その他の社会体育施設は、平日の17時までの申し込みに限り、平日の当日利用が可能です。

これまでの経過（利用予約）

H16.9～ 5日前予約

R5.3.28 5日前→3日前に改正

R7.7.22 平日に限り、利用予約がない施設は当日利用可能に

R8.2.19 赤碓運動公園施設については、土日も当日予約がなければ、事務所の職員に申請手続きを行い、利用可能に

**5 令和8年度子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体に対する文部科学大臣表彰の受賞について**

子どもたちが読書活動を行う意識を高め、優れた取組を行っている学校・園・図書館・団体及び個人に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が表彰するものです。

このたび、琴浦町図書館が優秀実践図書館として受賞が決定しました。

実践内容(選定理由)

令和6年4月に「第3次琴浦町子ども読書活動推進計画」を策定。読書バリアフリーの推進や、学校・子ども園との連携、子どもの読書活動を支える人の育成に力を入れているほか、放課後児童クラブや町内4カ所のまちなか図書館へ児童書の配本を行うことで、多様な子どもたちがありとあらゆる場で本や物語に触れる機会の創出や、子どもたちの読書活動にかかわる人の育成、新たな人材の発掘につなげている。

## 琴浦町以西地域交流センター開所式について

社会教育課

### 1 趣旨

令和8年4月3日に実施した琴浦町以西地域交流センター開所式の実施状況について報告します。

愛称は「いさいベース」に決定しました。

### 2 実施内容

- (1) 日 時 4月3日(金) 10時～10時30分
- (2) 内 容 町長挨拶、教育長挨拶、以西地区振興協議会長挨拶、  
改修概要説明、愛称発表(いさいベース)、看板お披露目  
※開所式終了後、施設内自由見学
- (3) 出席者 55名
- (4) その他 4月4日(土)には以西地区振興協議会主催で、見学会・  
ふれあい食堂が開催されました。  
(見学会来場者は102名、ふれあい食堂利用者は85名)



愛称「いさいベース」の看板



見学の様子

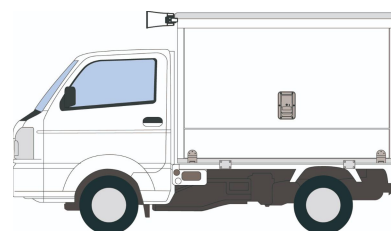
## 1 コミュニティ助成事業について

令和8年度コミュニティ助成事業について、令和8年3月19日付で移動図書館車両整備事業が採択された。これに伴い、今年度は移動図書館車両の購入、ラッピングデザインの制作および愛称の募集を行う。

- ・助成額：5,700,000 円
- ・内 容：移動図書館車の整備
- ・目 的：町内唯一の書店の閉店など読書環境が低下している中、移動図書館車の復活を求める声が高まっている。車両を整備し巡回することで、来館が困難な方を含め、町民に広く本を手に取り選ぶ楽しさを届け、読書機会の確保を図る。

## 2 移動図書館車両購入業務

- ・軽自動車（約 500 冊収納）1 台
- ・令和8年11月末納品予定



※車両のイメージ 画像提供(株)図書館流通センター

## 3 ラッピングデザイン制作業務

- ・ももこ制作所 前田桃子氏を起用  
(地域特性を踏まえたデザインが期待できるため。  
元琴浦町地域おこし協力隊員)

## 4 愛称募集について

- ・趣旨：親しみやすく愛着の持てる名称を募集
- ・期間：R8.4.21～5.15（ラッピングに入れ込むため）
- ・対象：町内在住・在学・在勤者（1人1点）
- ・方法：応募フォーム、募集箱、FAX、郵送



デザイナーのイラストイメージ  
※車両のイラストは異なります。

## 5 今後のスケジュール（案）

- ・4月10日～6月26日 ラッピングデザイン制作期間
- ・4月21日～5月15日 愛称募集期間
- ・5月中旬 入札予定
- ・5月27日 図書館協議会で愛称選考
- ・9月頃 町報9月号で愛称発表記事掲載（予定）
- ・11月27日 車両納車期限
- ・12月中旬 完成お披露目会（予定）
- ・12月～令和9年3月末 運用開始（試行期間） 令和9年度から本格運行

# あたらしい移動図書館車の

# 愛称募集!



【車両のイメージ】※デザインは異なります  
イラストデザイン tupera tupera  
画像提供 株式会社図書館流通センター

## 募集期間

令和8年4月21日(火)～5月15日(金)

※郵送の場合は締切日必着

令和8年12月に、新しい移動図書館車（軽自動車：約500冊搭載）が町にやってきます！  
みなさんに親しまれ、長く愛される車になるよう、ぴったりの「名前（愛称）」を募集します。  
「呼びやすい」「覚えやすい」「思わず呼びたくなる」ような、すてきな名前をぜひ考えてみてください！

## 募集内容

- ・ 移動図書館車の愛称
- ・ その理由（100字以内）

## 愛称のポイント

- ・ 呼びやすく、親しみやすい名前
- ・ 移動図書館車のイメージに合っているもの
- ・ 未発表のオリジナル作品
- ・ 企業名や個人名は含めないでください



## 応募できる方

町内在住・在学・在勤の方なら、  
どなたでも応募できます。

（1人1点）

※18歳未満の方は、保護者の同意  
を得てください。

移動図書館車両ラッピングデザイナー紹介  
ももこ制作所 前田 桃子さん  
（元琴浦町地域おこし協力隊）



前田さんは、「琴浦町  
ことしのしごと」や  
「第3次琴浦町子ども  
読書活動推進計画」  
の表紙などのイラスト  
をデザインされています。

※デザイナーさんのイラストイメージ  
（車両のデザインは異なります。）

## 応募方法

### ①応募フォームから



### ②募集箱に投函

【募集箱設置場所】

・ 図書館本館、分館

③FAX 0858-52-1155

④郵送

募集要項など  
詳しくはこちら



## 問合せ・郵送先

琴浦町図書館本館

〒689-2303

琴浦町徳万266-5

TEL：0858-52-1115

# あたらしい移動図書館車の愛称応募用紙

愛称案作成の前に『愛称募集要項』のご確認をお願い致します。

<b>1</b>	ふりがな	
	<b>愛称</b>	
<b>2</b>	愛称の意味・ 考えた理由 (100文字以 内)	
<b>3</b>	ふりがな	(保護者)
	<b>氏名</b> ※ 応募者が未成年 (18歳未満) の場合、保護者の 氏名も記載して ください。	
<b>4</b>	年齢	歳
<b>5</b>	住所	
<b>6</b>	電話番号	
応募先	琴浦町図書館本館 電話：0858-52-1115 FAX：0858-52-1155 〒689-2303 鳥取県東伯郡琴浦町徳万266-5 琴浦町生涯学習センターまなびタウンとうはく内	

- その他
- (1) 採用された愛称に関する著作権、商標権その他一切の権利は琴浦町に帰属するものとします。
  - (2) 原則として最優秀作品を採用しますが、必要に応じて内容を一部修正する場合があります。
  - (3) 必要事項の記載がない場合は、応募を無効とすることがあります。
  - (4) 応募用紙等は返却しません。
  - (5) 応募に際して取得した個人情報、本募集に係る業務に限って使用します。ただし、最優秀作品については、町報等で応募者の氏名を公表する場合があります。
  - (6) 採用後に第三者の権利侵害が判明した場合、またはそのおそれがある場合は、**12**主催者の判断により採用を取り消すことがあります。

# サッカー場こけら落としイベントについて

社会教育課

## 1 趣旨

サッカー場観覧席改修（R7繰越事業）の完了後、こけら落としイベントを実施し、サッカー場の供用を開始することについて報告するもの。

## 2 観覧席改修工事について

工期 6月15日（月） 全面モルタル塗りで改修中

## 3 竣工式・こけら落としイベントについて

(1) 日時 6月20日（土） 9時～17時00分（予定）

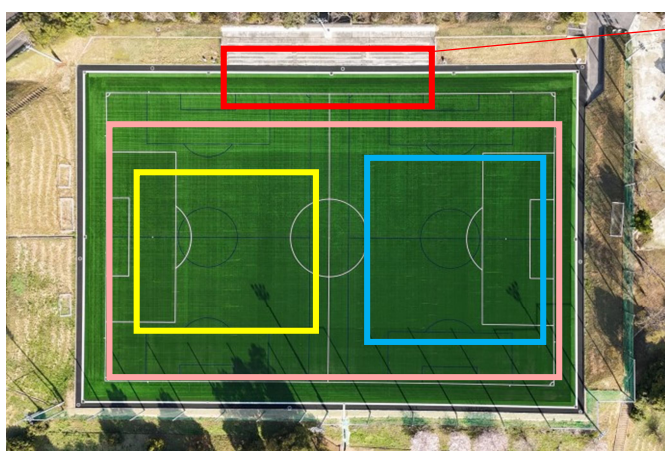
(2) 内容 ◎午前・午後の2部制により実施

1部（午前）：竣工セレモニー、サッカー教室、親善試合

2部（午後）：体を動かすイベント、ストレッチ教室など

◎中央園路で町内飲食店が出店予定（周辺に飲食スペース設置）

サッカー場応援団（仮称）がイベント運営に協力



セレモニー（式典）実施場所

1部（午前）は全面でサッカー教室、親善試合

2部（午後）はコートを区切り、複数の内容を実施（谷川CCストレッチ教室、GGホールインワン、ラグビー協会による体を動かすイベント等を調整中）

## 4 経費について

次のとおり整理し、直営実施と委託実施の額をそれぞれ見込んでいます。

（R8当初予算 委託料 1,000千円）

①委託料	740千円	サッカー教室、親善試合運営委託 400千円 （一財）鳥取県サッカー協会へ委託） 式典設営委託 340千円（設営業者）
②印刷製本費	83千円	チラシデザイン、印刷（26,000部） 77千円
③広告宣伝費	91千円	新聞折り込み（中部 25,020部） 91千円
④消耗品費等	86千円	セレモニー関係、2部イベント関係消耗品

※②、③、④については、町が直接支出

## 5 サッカー場供用開始について

こけら落とし実施後、6月21日（日）からの供用開始を予定しています。

令和8年4月 教育委員会定例会報告

人権・同和教育課

1 令和8年度 人権啓発・研修計画  
 <町人権・同和教育推進協議会>

事業名	開催時期	会場	内容
人権啓発事業①	7月 (予定)	まなびタウン 多目的ホール	○外国人の人権 (予定)
人権啓発事業②	2月頃 (予定)	まなびタウン 多目的ホール	○人権・同和教育に係る意識調査結果報告 (予定)
町人権・同和教育部落懇談会 (小地域懇談会)	10月 ～ 12月	各部落	○テーマ:「調整中」 様々な人権問題をテーマに地域における人権意識の高揚、啓発を目的に実施
ことうら人権まなびの集い	12月中旬 (予定)	まなびタウン 多目的ホール	○テーマ:インターネットと人権 (予定)

<ことうはく人権まなびの講座> 場所: 東伯文化センター

日時	内容
5月16日(土) 10:00～	○テーマ:DVについて 演題:パートナーとのよりよい関係 ～尊重し合う関係を築くために～ 講師:太田 裕美さん (DV 予防啓発支援員)
6月20日(土) 13:30～	○テーマ:子どもの人権 演題:「ちいさな声の聴き方」 講師:金坂 尚人さん (神戸市六甲道児童館 館長)
7月11日(土) 10:00～	○テーマ:外国人の人権 演題:未定 町人権啓発事業と共催 (予定)
9月12日(土) 10:00～	○テーマ:認知症について DVD:母のさがしもの 認知症とともに生きる (32分) 講師:町内福祉施設ケアマネジャー他 (予定)
<第51回とうはく部落解放文化祭 人権・同和教育講演会> 10月25日(日) 13:30～	○テーマ:部落差別・障がい者の人権 講師:小川よしのりさん (紙芝居師)

<あかさき人権まなびの講座> 場所：赤碕文化センター

日 時	内 容
6月11日（木）19：00～	○テーマ： <u>気になる子の特性理解と求められる支援</u> 講師：小林 勝年さん（鳥取大学名誉教授）
7月16日（木）19：00～	○テーマ： <u>わたしの歩んだ道</u> 講師：長谷川 稔さん（元倉吉市長）
8月27日（木）19：00～	○テーマ： <u>共生社会に向けて～排外主義を考える～</u> 講師：秋藤 康之さん
9月17日（木）19：00～	○テーマ： <u>人権 - 平和社会の確立に向けて～被爆体験者の思いを通して～</u> 講師：川上 慎治さん（ピースクロス）
<第41回あかさき部落解放文化祭 講演会> 11月7日（土）13：30～	○テーマ： <u>福を運んだでこまわし</u> 講師：阿波木偶まわし保存会

## 報告第1号

臨時代理（琴浦町教育委員会事務局組織規則等の一部改正について）

琴浦町教育委員会事務局組織規則等の一部改正について、琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則（平成16年琴浦町教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和8年4月23日 報告

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

【参考】琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則  
（臨時代理）

第3条 教育長は、前条第1項各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条第1項各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

令和8年琴浦町教育委員会規則第3号

琴浦町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

第1条 琴浦町教育委員会事務局組織規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課及び係の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の課、室及び<u>係</u>等を置く。</p> <p>(1) 教育総務課 総務係、指導係、<u>学校給食センター</u></p> <p>(2) 社会教育課 生涯学習センター管理室、生涯学習係、学芸文化係、社会体育係、<u>図書館</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(課及び係の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の課、室及び<u>係</u>を置く。</p> <p>(1) 教育総務課 総務係、指導係</p> <p>(2) 社会教育課 生涯学習センター管理室、生涯学習係、学芸文化係、社会体育係</p> <p>(3) 略</p>

第2条 琴浦町教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

課	係	事務分掌

教育総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公印の保管に関する事。</li> <li>2 教育委員会の会議に関する事。</li> <li>3 教育行財政の総合企画に関する事。</li> <li>4 委員会の規則、規程及び関係条例に関する事。</li> <li>5 教育要覧及び教育行政の点検、評価に関する事。</li> <li>6 総合教育会議に関する事。</li> <li>7 学校の設置、廃止及び管理に関する事。</li> <li>8 学校保健及び安全教育に関する事。</li> <li>9 学校施設設備の整備及び維持管理に関する事。</li> <li>10 児童・生徒の就学に関する事。</li> <li>11 要保護・準要保護児童生徒の就学援助に関する事。</li> <li>12 奨学資金の貸付けに関する事。</li> <li>13 その他所管学校に関する事。</li> </ol>
	指導係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校、家庭、地域社会の連携に関する事。</li> <li>2 学校教科書の採択に関する事。</li> <li>3 学校教材の整備及び取扱いに関する事。</li> <li>4 教育に関する指導・助言に関する事。</li> <li>5 特別支援教育に関する事。</li> <li>6 学校職員の研修に関する事。</li> <li>7 健康教育(保健・安全・食育)に関する事。</li> <li>8 総合学習・地域体験学習に関する事。</li> <li>9 学校教職員の人事・給与の内申に関する事。</li> <li>10 学校改善に関する事。</li> </ol>
	学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給食用物資の調達に関する事。</li> <li>2 調理及び配送に関する事。</li> <li>3 献立作成、衛生管理及び栄養その他の調理研究に関する事。</li> <li>4 施設及び設備の管理に関する事。</li> <li>5 食数管理及び給食費の徴収に関する事。</li> <li>6 その他給食センターの運営に関する事。</li> </ol>
社会教育課	生涯学習センター管理室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯学習センターの管理・運営に関する事。</li> </ol>
	図書館	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 図書館の設置、廃止及び管理運営に関する事。</li> <li>2 読書活動推進に関する事。</li> <li>3 学校図書館及び関係機関との連携に関する事。</li> </ol>
	生涯学習係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育委員会に関する事。</li> <li>2 社会教育施設の設置、廃止及び管理に関する事。</li> <li>3 生涯学習の企画推進に関する事。</li> <li>4 公民館の設置、廃止及び管理に関する事。</li> <li>5 子育て支援・家庭教育に関する事。</li> <li>6 青少年健全育成に関する事。</li> <li>7 成人教育に関する事。</li> <li>8 高齢者教育に関する事。</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>9 社会教育に係る学級講座に関する事。</li> <li>10 社会教育に係る設備、機器及び資料の提供に関する事。</li> <li>11 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関する事。</li> <li>12 教育要覧及び教育行政の点検、評価に関する事。</li> </ul>
	学芸文化係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 芸能・文化の振興に関する事。</li> <li>2 文化財に関する事。</li> <li>3 文化財保護審議会に関する事。</li> <li>4 史跡、名勝、天然記念物等の保護に関する事。</li> <li>5 民俗資料の収集、保存に関する事。</li> <li>6 歴史民俗資料館及び民俗資料館の運営に関する事。</li> <li>7 町誌編纂に関する事。</li> <li>8 無盡庵の管理運営に関する事。</li> </ul>
	社会体育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツ推進委員に関する事。</li> <li>2 社会体育施設の設置、廃止及び管理運営に関する事。</li> <li>3 社会体育関係団体の育成及び連絡調整に関する事。</li> <li>4 体育、レクリエーションの振興に関する事。</li> <li>5 各種スポーツ活動に関する事。</li> <li>6 スポーツ少年団に関する事。</li> <li>7 各種大会に関する連絡調整及び選手派遣に関する事。</li> </ul>
人権・同和教育課	人権教育推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人権尊重の社会づくり条例に関する事。</li> <li>2 人権施策の推進及び総合調整に関する事。</li> <li>3 文化センター(隣保館・児童館)の設置、廃止及び管理に関する事。</li> <li>4 人権擁護に関する事。</li> <li>5 人権教育の指導及び啓発に関する事。</li> <li>6 人権教育推進員に関する事。</li> <li>7 関係団体との連携に関する事。</li> <li>8 人権教育についての調査報告に関する事。</li> <li>9 教育要覧及び教育行政の点検、評価に関する事。</li> </ul>

第3条 琴浦町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(代決の順序)	(代決の順序)

第5条 代決は、次の順序によりこれを行う。			第5条 代決は、次の順序によりこれを行う。																		
<table border="1"> <tr> <td> <div style="text-align: center;">           決裁の順序            決裁責任者            又は専決者         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           第1次代            決者         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           第2次代            決者         </div> </td> </tr> <tr> <td> <div style="text-align: center;">           教育長         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           教育総務            課長         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           社会教育            課長            人権・同            和教育課            長         </div> </td> </tr> <tr> <td> <div style="text-align: center;">           略         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           略         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           略         </div> </td> </tr> </table>	<div style="text-align: center;">           決裁の順序            決裁責任者            又は専決者         </div>	<div style="text-align: center;">           第1次代            決者         </div>	<div style="text-align: center;">           第2次代            決者         </div>	<div style="text-align: center;">           教育長         </div>	<div style="text-align: center;">           教育総務            課長         </div>	<div style="text-align: center;">           社会教育            課長            人権・同            和教育課            長         </div>	<div style="text-align: center;">           略         </div>	<div style="text-align: center;">           略         </div>	<div style="text-align: center;">           略         </div>	<table border="1"> <tr> <td> <div style="text-align: center;">           決裁の順序            決裁責任者            又は専決者         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           第1次代            決者         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           第2次代            決者         </div> </td> </tr> <tr> <td> <div style="text-align: center;">           教育長         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           教育総務            課長         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           社会教育            課長            人権・同            和教育課            長  <u>給食セン            ター所長</u> </div> </td> </tr> <tr> <td> <div style="text-align: center;">           略         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           略         </div> </td> <td> <div style="text-align: center;">           略         </div> </td> </tr> </table>			<div style="text-align: center;">           決裁の順序            決裁責任者            又は専決者         </div>	<div style="text-align: center;">           第1次代            決者         </div>	<div style="text-align: center;">           第2次代            決者         </div>	<div style="text-align: center;">           教育長         </div>	<div style="text-align: center;">           教育総務            課長         </div>	<div style="text-align: center;">           社会教育            課長            人権・同            和教育課            長  <u>給食セン            ター所長</u> </div>	<div style="text-align: center;">           略         </div>	<div style="text-align: center;">           略         </div>	<div style="text-align: center;">           略         </div>
<div style="text-align: center;">           決裁の順序            決裁責任者            又は専決者         </div>	<div style="text-align: center;">           第1次代            決者         </div>	<div style="text-align: center;">           第2次代            決者         </div>																			
<div style="text-align: center;">           教育長         </div>	<div style="text-align: center;">           教育総務            課長         </div>	<div style="text-align: center;">           社会教育            課長            人権・同            和教育課            長         </div>																			
<div style="text-align: center;">           略         </div>	<div style="text-align: center;">           略         </div>	<div style="text-align: center;">           略         </div>																			
<div style="text-align: center;">           決裁の順序            決裁責任者            又は専決者         </div>	<div style="text-align: center;">           第1次代            決者         </div>	<div style="text-align: center;">           第2次代            決者         </div>																			
<div style="text-align: center;">           教育長         </div>	<div style="text-align: center;">           教育総務            課長         </div>	<div style="text-align: center;">           社会教育            課長            人権・同            和教育課            長  <u>給食セン            ター所長</u> </div>																			
<div style="text-align: center;">           略         </div>	<div style="text-align: center;">           略         </div>	<div style="text-align: center;">           略         </div>																			

第4条 琴浦町立学校給食センター管理運営規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第3条 <u>給食センターに次の職員を置くことができる。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、休業日としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育長</u>が必要と認めた場合</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 <u>給食センターに次の職員を置く。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、休業日としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>所長</u>が必要と認めた場合</p>

附 則  
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 報告第2号

臨時代理（琴浦町立小・中学校教職員等の学校敷地等における

通勤用自動車の駐車使用料に関する要綱の一部改正について）

琴浦町立小・中学校教職員等の学校敷地等における通勤用自動車の駐車使用料に関する要綱の一部改正について、琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則（平成16年琴浦町教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和8年4月23日 報告

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

【参考】琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則  
（臨時代理）

第3条 教育長は、前条第1項各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条第1項各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

令和 8 年琴浦町教育委員会訓令第 5 号

琴浦町立小・中学校教職員等の学校敷地等における通勤用自動車の  
駐車使用料に関する要綱の一部を改正する訓令

琴浦町立小・中学校教職員等の学校敷地等における通勤用自動車の駐車使用料に関する要綱(平成28年琴浦町教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第 2 条 この要綱において、教職員等とは、<u>町立小・中学校及び学校給食センターに週30時間以上勤務する県費負担教職員</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第 2 条 この要綱において、教職員等とは、<u>町立小・中学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員等の正規雇用の教職員</u>をいう。</p>

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 報告第3号

専決処分(琴浦町立小・中学校学校運営協議会委員の任命・変更について)

琴浦町立小・中学校学校運営協議会委員の変更について、琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第7号)第4条第3号の規定により専決したので、別紙のとおり報告します。

令和8年4月23日 報 告

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

【参考】琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則

(専決処分)

第4条 教育長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 第2条第1項第5号の規定のうち、県費負担職員を除く職員の任免その他人事に関すること。
- (2) 職員の昇給その他給与、服務に関すること。
- (3) 第2条第1項第6号の規定のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定による学校運営協議会の委員の任命に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決処分したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

町立各小・中学校学校運営協議会委員の変更

学校名	変更前委員名	変更後委員名	備 考
八橋小学校	浪花 恵子	島本 祐子	主任児童委員 元みどり保育園園長
	橋本 紀子	浪花 博之	PTA 顧問 PTA 会長
東伯中学校	浪花 恵子	藤枝 良太	主任児童委員
	山田 繭子	杉嶋 直美	地域住民 地域コーディネーター

変更年月日 令和8年4月1日

任 期 令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 報告第4号

### 専決処分（琴浦町職員の人事異動について）

琴浦町職員の人事異動について、琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則（平成16年琴浦町教育委員会規則第7号）第4条第3号の規定により専決したので、別紙のとおり報告します。

令和8年4月23日 報 告

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

#### 【参考】琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則

（専決処分）

第4条 教育長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- （1） 第2条第1項第5号の規定のうち、県費負担職員を除く職員の任免その他人事に関する事。
- （2） 職員の昇給その他給与、服務に関する事。
- （3） 第2条第1項第6号の規定のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定による学校運営協議会の委員の任命に関する事。

2 教育長は、前項の規定により専決処分したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

## 令和8年度 琴浦町職員人事異動

【教育委員会関係】

(敬称略)

◆異動 発令 令和8年4月20日

新			氏名	旧	
所属	室等	職名等		所属	職名等
社会教育課	生涯学習係	主事	福本 桃子	福祉あんしん課	主事

議案第 27 号

琴浦町立小・中学校主任・主事等の任命について

琴浦町立小・中学校管理規則（平成 16 年琴浦町教育委員会規則第 14 号）第 26 条第 6 項、第 27 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 34 条の 2 第 3 項、及び第 62 条第 2 項の規定に基づき、次の者を任命したいので、本委員会の同意を求め  
る。

令和 8 年 4 月 23 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司

令和 8 年 月 日

琴浦町教育委員会

令和8年度 琴浦町立小中学校教務主任等

		浦安小学校	聖郷小学校	八橋小学校	赤碕小学校	船上小学校	東伯中学校	赤碕中学校
1	教務主任	井谷 初美	田中 広美	伊田 英嗣	後藤 幸代	名越 潤	濱田 香織	福木 善夫
2	学年主任	1年	木村 和佳				下田 いづみ	門脇 陶子
		2年					谷口 美絵	安達 史朗
		3年					小松 亜希恵	山根 光昭
		4年	山下 通考					
		5年						
		6年	中前 裕貴					
3	保健体育主事	山田 由美子	野口 賢一	谷田 健司	谷口 泰則	松本 里絵	下田 いづみ	木村 鈴子
4	人権教育主任	木村 和佳	津村 千尋	仁科 恵美子	浦木 陽子	植松 優希	更田 暢宏	原田 里輝
5	生徒指導主事	小野 祥也	奥田 陸嗣	竹本 晴哉	谷岡 裕子	磯江 俊浩	山根 雄介	安達 史朗
6	進路指導主事						小松 亜希恵	山根 光昭
7	衛生推進者	生田 優介	浅田 康行	山下 奈子	岸本 隆治	中川 由紀子	田村 公顕	早田 晶
8	防火管理者	生田 優介	浅田 康行	園 博行	岸本 隆治	中川 由紀子	梅原 憲和	早田 晶
9	研修主事	山崎 祥子	森石 百華	伊田 英嗣	横山 寛之	小谷 明寛	藤原 信也	門脇 陶子
10	司書教諭	山崎 祥子	田中 広美	河本 恵子	谷岡 裕子	濱本 絵梨子	谷口 美絵	磯江 彩歌

議案第 28 号

琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項並びに琴浦町公民館条例（平成 17 年琴浦町条例第 28 号）第 6 条第 2 項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 4 月 23 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司

令和 8 年 月 日

琴浦町教育委員会

### 八橋地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

氏 名	備 考
浅野 亜希子	青少年教育
三村 明史	地域活動

### 浦安地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

氏 名	備 考
齋尾 二美世	浦安小学校長
生田 奈菜	浦安小学校PTA会長
西村 富美雄	浦安地区区長会長

### 赤碕地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

氏 名	備 考
安達 美幸	地域活動

### 成美地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

氏 名	備 考
石賀 京子	地域活動

議案第 29 号

琴浦町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項並びに琴浦町社会教育委員に関する条例（平成 16 年琴浦町条例第 97 号）第 2 条第 2 項の規定により次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 4 月 23 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司

令和 8 年 月 日

琴浦町教育委員会

1 社会教育委員の氏名等

	氏 名	備 考
変更前	梅原 憲和	校長会（東伯中）
変更後	齋尾 二美世	校長会（浦安小）

※生涯学習センター運営審議会委員を兼ねる。

2 任 期 令和8年4月1日～令和9年3月31日

議案第30号

琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（昭和23年法律第78号）第32条第1項並びに琴浦町スポーツ推進委員に関する規則（平成16年琴浦町教育委員会規則第30号）第4条の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和8年4月23日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司

令和8年 月 日

琴浦町教育委員会

1 スポーツ推進委員の氏名等

	氏 名	ふりがな	地 区	備 考
1	林原 伸樹	はやしばら のぶき	赤碕	

2 任期 令和8年5月1日～令和9年3月31日

## 琴浦町教育委員会会議規則の一部改正等について

### ① 規則の一部改正について

(会議の順序)

第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 前会会議録の承認 → 前会議録の承認 (誤字修正)
- (3)～(7) 略

(会議録)

第39条 会議録には、出席委員及びこれを調製した職員が署名しなければならない。

→ 会議録には、出席委員が署名しなければならない。(改正)

2 会議録に署名する委員は、2人とし、会議の始めに教育長の指名によってこれを決定する。

### ② 会議録の発言者氏名記載と公開について

第40条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1)～(7) 略
- (8) 議題となった発議及び動議を提出した者の氏名
- (9) 発言した者の氏名及びその要旨
- (10) 略

#### ○中部市町の状況

自治体名	会議規則での該当規定	ホームページ等で公開の会議録
倉吉市	氏名を記載	氏名記載はなし。「委員」表記
三朝町	氏名を記載	氏名記載はなし。「委員」表記
湯梨浜町	氏名を記載	氏の記載あり。「〇〇委員」表記
北栄町	氏名を記載	氏の記載あり。「〇〇委員」表記

#### ※琴浦町教育委員会の対応

- ・公文書としての会議録は、氏を記載し、「〇〇委員」表記で調製する。  
会議録の前段で出席者氏名を記載しており、「〇〇委員」で趣旨を満たすと判断できるため。
- ・ホームページなどで公開する会議録については、発言部分は「委員」表記で作成する。